

若手およびシニア機器利用助成事業について

【令和5年度利用分】

1. 助成事業の目的

本助成事業は、ぎふ技術革新センター運営協議会（以下「協議会」という。）が、地域産学官共同研究拠点「ぎふ技術革新センター」に設置した研究機器、及び岐阜県産業技術総合センターの研究機器を利用して新技術・新製品等の研究開発に取り組む若手およびシニア研究者等に対して、予算の範囲内で助成金を交付することにより、共同研究や共同機器利用、人材育成などの事業を通じて、地域企業の優れたモノづくり技術やノウハウを地域産業の成長分野に展開することで、産業構造の高度化・多様化を図ることを目的とします。

2. 助成内容

- (1) ぎふ技術革新センター運営協議会若手およびシニア機器利用助成事業助成金交付要綱（以下、「要綱」という）及びぎふ技術革新センター運営協議会若手およびシニア機器利用助成事業助成金交付要綱実施細則（以下、「実施細則」という）に基づき助成金を交付します。
- (2) 要綱第3条の各号に掲げる分野（航空機・自動車向け軽量強化部材／医療機器／環境関連製品／機械金属／その他、会長が必要と認める分野）の研究開発に伴う機器利用料に対して助成します。
- (3) 協議会の特別会員または正会員である企業または大学等（大学等については研究室単位とする）に所属する若手^{※1}及びシニア^{※2}研究員等が申込者^{※3}である機器利用料が助成対象となります。
 - ※1 若手：令和5年4月1日時点で40歳以下の方
※昭和58（1963）年4月1日以降に生まれた方
 - ※2 シニア：令和5年4月1日時点で60歳以上の方
※昭和38（1943）年4月1日以前に生まれた方
 - ※3 助成対象とする機器利用申込み時点において特別会員または正会員であること
- (4) 助成額は、助成対象経費の2分の1以内とし、15万円を上限(注意事項(1)参照)とします。
- (5) 以下の機器利用料及び依頼試験手数料が助成対象となります。
ぎふ技術革新センター及び岐阜県産業技術総合センターにおける開放機器使用料及び依頼試験手数料
- (6) 令和5年4月3日（月）から令和6年3月29日（金）の期間に利用された支払済みの機器利用料が対象となります。

3. 助成金の申請について

交付申請する際は以下の書類を期日までに提出してください。提出された書類を基に内容を審査し、助成金を交付します。

【申請時に必要な提出資料】

- 助成金交付申請書（実施細則 別記1号様式）
- 助成対象期間中に、助成対象者がセンター設置機器を利用したことを証明する下記のいずれかの書類を添付ください。

- 納入通知書兼領収証書の原本又は納入通知書兼領収証書の複写
- Pay-easy等のインターネットバンキングの支払記録等

助成金申請締切 令和6年4月30日(火) 必着

4. 提出方法

下記の宛先まで、郵送してください。

【提出先】

〒501-3265 関市小瀬1288番地 岐阜県産業技術総合センター内
ぎふ技術革新センター運営協議会事務局 機器利用助成事業担当 宛

5. 助成事業スケジュール

助成対象期間	令和 5年4月 3日(月)～令和 6年3月29日(金)
助成申請締切	令和 6年4月30日(火) 必着
審査	令和 6年5月
交付	令和 6年6月(総会終了後予定)

6. 注意事項

- (1) 助成額は総申請額に応じて配分し、交付します。なお、要綱に従い、助成金の交付は予算の範囲内で行うものとし、内容を審査し適当と認められた交付申請額の合計が予算額を上回った場合は、交付可能な助成金の額を助成対象申請額の合計で除して算出した割合に応じて交付します。
- (2) 国又は地方公共団体等からの補助金等(協議会による他の助成金を含む)を受けている事業の経費で機器利用料を支払った場合は、助成事業の対象となりません。
- (3) 支払済みの納入通知書兼領収証書の再発行は行っておりません。
- (4) 開放機器使用料及び依頼試験手数料が減免になっている場合、減免後の額(支払い済み額)が補助対象経費となります。
- (5) 令和6年度総会における予算成立をもって交付決定いたします。

7. お問い合わせ先

ぎふ技術革新センター運営協議会 事務局 (岐阜県産業技術総合センター内)

[住所] 〒501-3265 関市小瀬1288番地

ぎふ技術革新センター運営協議会事務局 機器利用助成事業担当

[電話]0575-22-0147 [ファックス]0575-24-6976 [メール]info@tic-g.rd.pref.gifu.jp